

人と自然が親しむ 心やすらぐまち

ひとだ

町の総合情報誌

2016年(平成28年)

No.668

2

20年間の
振り返り
そしてこれから —

- 2005 (H17)
個人情報保護法施行
平成の大合併ピーク
出生率1.26が過去最低
- 2006 (H18)
トリノオリンピック
WBCで王ジャパン世界一
- 2007 (H19)
国民投票法成立
6年半ぶり皆既月食
万能細胞作製に成功
- 2008 (H20)
北京オリンピック
後期高齢者医療制度スタート
後部座席シートベルト着用義務化
- 2009 (H21)
裁判員制度スタート
国内46年ぶり皆既日食

- 1995 (H7)
九州自動車道全線開通
- 1996 (H8)
アトランタオリンピック
小選挙区比例代表並立制で初の選挙
- 1997 (H9)
消費税5%
- 1998 (H10)
長野オリンピック
サッカーW杯仏大会初出場
- 1999 (H11)
日本最古の紙幣「富本銭」出土



1995.4.2

- 2010 (H22)
バンクーバーオリンピック
チリ落盤事故で地下から33人救出
- 2011 (H23)
東日本大震災3.11
小笠原諸島、世界自然遺産に登録
平泉 世界文化遺産に登録
なでしこJapanに国民栄誉賞
- 2012 (H24)
東京スカイツリー開業
金環日食
ロンドンオリンピック
- 2013 (H25)
富士山、世界文化遺産登録
台風18号で初の大雨特別警報発令
- 2014 (H26)
消費税8%
御嶽山噴火
- 2015 (H27)
マイナンバー制度制定

to be born

1996.4.1

- 2000 (H12)
祝日法改正で新成人の日1月第2月曜日
シドニーオリンピック
- 2001 (H13)
米国同時多発テロ事件9.11
- 2002 (H14)
欧州通貨統合(ユーロ)
公立学校完全週5日制
- 2003 (H15)
6万年ぶり火星超大接近
地デジ放送一部地区で開始
- 2004 (H16)
アテネオリンピック

p.02~03

特集 はたちの集い

- p.04~05 住民監査請求結果公表
- p.06 まちのわだい
- p.07 軽自動車税
- p.08~09 ぐらしの情報館



- 1.6 今この時を記念におさめて
- 2.3 祝いの言葉に傾聴
- 4 夢を語る場面も 5 本年の代表6人が植樹 7 緊張の持ちちで受付
- 8 立派に成し遂げた新成人代表、田端さんが誓いの言葉
- 9 思わず笑顔がこぼれ



林田 浩希さん



春永 秀紀さん

30歳の私何してるかな?



田中 夕稀さん



久具 拓矢さん

元気が一番!



木下 弘夢さん

10年後の自分へメッセージ
かなえたい夢や目標
二十歳になったばかりの新成人に
未来の姿を想像してもらいました

祝 糸田町成人式はたちの集い



Congratulations coming of age ceremony



20

糸田町成人式
はたちの集い
一生に一度の式典
はたちの思い出に

1月10日に文化会館で二十歳を迎える96人(男性48人、女性48人)を対象に、平成28年糸田町成人式がおこなわれました。式典では、新成人へ恩師や来賓などからお祝いのメッセージが贈られ、佐々木淳町長は「家族や友人など、人と人との絆を大切にしたい」と想いを寄せました。大人として社会の仲間入りを自覚する節目、成人の日。新成人を代表して田端研斗さんが「一人ひとりが目標に向かって努力することで、地域や世界に貢献できると信じています」と誓いの言葉を述べました。

式後の茶話会では、保育所や小・中学校のアルバム写真などを見ながら、思い出話に花を咲かせるなど大盛り上がり。旧友との再会に喜ぶ笑顔や、色鮮やかな振袖を身にまとった晴れ姿を写真におさめる光景などが見られました。新しい門出を家族や恩師と迎え、新成人のみなさんはこれまで培った20年間の経験とこれからの希望を胸に、新たな道を歩み始めました。

結果発表

住民監査請求

住民監査請求とは、自分が住む町(地方公共団体)に対して、財務会計上に違法や不当な行為が認められる場合、監査委員に監査を求めることができる権利です。住民全体の利益を守るために認められた制度です。



糸田町監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年12月22日
糸田町監査委員 豊田 紀正

糸田町職員措置請求の監査結果

第1 請求の受付
法第242条第1項に定める住民監査請求として、「全国正副議長研修会旅費支出」にかかる職員措置請求書(住民監査請求書)(以下「請求書」という。)が提出された。

1 請求人 高橋 繁 他45名
2 請求書の提出
(1) 請求書の提出
平成27年10月23日
(2) 修正書の提出
平成27年11月5日

3 請求の要旨 原文のとおり
① 請求対象職員
佐々木 淳(町長)
② いつ、どのような財務会計行為を行っているか。
平成27年5月26日(27日)の全国正副議長研修会の旅費支出
③ その行為は、どのような理由で違法なのか。
正副議長研修会にもかかわらず

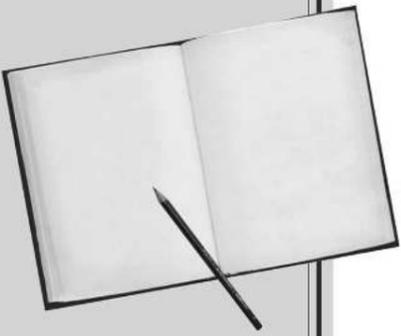
てもすぐに対応ができると思ひ実施した。その後、羽田空港に向かった。
議会の機能を適切に果たすために研修・陳情・視察は、必要であると考えているので不要なものではなかったと思う。よって、議会の裁量権の行使である、議員派遣及び公金の支出は適法であると考えます。

6 監査の対象事項
本件請求書に記載された内容から、平成27年5月26日から同年5月27日に実施された、平成27年度町村議会議長・副議長研修会に係る議長に対する旅費支出が不当な公金の支出であるかどうかを監査対象とした。

なお、住民監査請求の対象は、法第242条第1項に規定されているとおり、町長、委員会、委員又は町の職員の行為について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるときなど財務会計上の事項に限られるため、請求人の議長の辞職及び議会選出監査委員の辞職については、住民監査請求の対象ではないので、却下することとした。

第4 監査の結果
本件請求についての監査の結果は、次のとおりである。
「議長に対して、違法不当な支出である、旅費の全額返納」と

「議長に対して、違法不当な支出である、旅費の全額返納」と



らず4人もの議員が同行し、大半の日程を欠席し観光等を目的のために公費を私用した。④その結果どのような損害が町に生じているのか。
公金の不正な使い方により糸田町の印象を悪くし人口減又納税者の意識低下につながり収入が減少する可能性は否定できない。町にあたえた影響は大である。

⑤どのような措置を請求するのか。
○議長に旅費の全額返納
○議長の辞職
○議会選出監査委員の役の辞職

4 事実を証する書面
西日本新聞掲載記事
(平成27年10月3日) コピー
読売新聞掲載記事
(平成27年10月6日) コピー
第2 請求の受理
本件請求は、平成27年10月23日に提出されたが、請求人の自書及び押印など不明な点について、補正を求め、平成27年11月5日に修正書が提出された。補

する、請求人の主張は、理由がないものとして棄却する。
第5 監査委員の判断
正副議長研修会出席について、平成27年5月26日から同年5月27日に対して支出された旅費について違法不当なものであり、議長の旅費を全額返還すべきであると主張し、次の理由を挙げているので、そのことに対して、以下のとおり判断する。

正副議長研修会にもかかわらず4人もの議員が同行し、大半の日程を欠席し、観光等を目的のために公費を私用したとの主張については、法第100条第13項により、議員の派遣について糸田町会議規則第128条の規定により閉会中であつては、議長において議員の派遣を決定することができるとなっている。

正副議長研修会に参加したこととは、議会事務局による写真等で確認できている。また、国会議員への陳情に対し、新議長としての引継に前議長が秘書に連絡を取った事実などをみても、事前に計画されたものであり、再要望として新常任委員長2名の同行が必要であつたことは、議員の派遣において著しく合理性を欠いたものではなく、そのために研修会を途中退席した事のみを見て、本件旅費の支出が違法又は不当となることはない。

また、27日の研修会欠席に關しては前日に病人が出たため

また、27日の研修会欠席に關しては前日に病人が出たため

正書提出により、本件請求は、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年11月6日にこれを受理した。

第3 監査の実施
1 監査委員の除斥
松瀬征行監査委員については、法第199条の2の規定により除斥した。
2 請求人の証拠の提出及び陳述
法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、平成27年11月12日、陳述を行わない旨の申出があつたので、陳述は行わないこととした。

3 監査の対象部局等
監査対象部局を議会事務局とし、必要な書類の提出を求めるとともに、町長、議会事務局及び会計管理者の出席を求め、平成27年11月17日に事情聴取を行った。

4 関係職員等の調査の結果、以下の事を認定した。
(1) 正副議長研修会の出席について
平成27年3月20日
正副議長研修会の文書受付。
平成27年5月中旬
国会議員へ貴船の道路の件でどうしてもお願いに行きたいとのこと、日時等について前議長で

あり、このことは、別の者が宿泊所近くの店舗にて薬を購入し部屋にて受け渡しをしたこと、その際の身体的様子、宿泊所から借用した体温計で計測した結果熱があつたこと、ならびに食事とれる状況でなく参加者全員での夕食に参加せず静養していたことなどから客観的にも確認することができ、現場の責任者である議長の判断は旅費の支出とは別であるので、監査委員が監査すべきものではない。

請求者が観光等と言っていることについては、議会は、行政権を監視し、行政の意見や方向性の決定に関わるという重要な立場にあり、こうした議会の果たすべき使命に依るため、その構成員である議員には、職務が広域に及ぶことから、常日頃から町政に関する調査・研究等を行い、見識を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するための総合的な判断力が求められるものである。視察は、その一端を担うものとして、その実情について正確な情報を得ることによって町政に反映させることを期待するものである。今回の視察も、事務の評価や政策提言を行う議員の今後の活動に資する研修であり、明らかに不合理なものとは認められない。

また、旅費の支給については、糸田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により東京出張の費用弁償の旅費として

また、旅費の支給については、糸田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により東京出張の費用弁償の旅費として

また、旅費の支給については、糸田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により東京出張の費用弁償の旅費として

ある田中議員により何度が議員秘書へ問合せ、5月26日午後3時に決定。前正副議長及び各常任委員長の出席を依頼
平成27年5月中旬
郡議長会に電話にて出席者報告
平成27年5月15日
議員派遣の申請が出され、同日、議長より議員派遣決定通知書が出される。

平成27年5月20日
研修会の関係書類を受領
平成27年5月29日
視察報告書の提出
平成27年5月11日
会計処理について
平成27年5月11日
東京打ち切り旅費65,000円、6人分を支出
負担行為兼支出命令票概算表で会計管理者に請求。
平成27年5月20日
会計管理者より、65,000円の6人分である、390,000円が支払われた。

平成27年5月29日
正副議長研修会(東京)には、全員参加したので、会計管理者に精算票を提出し、受理された。

5 参考人(議長)に対する調査
議長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査したので、回答書の原文を記載する。

は、打切旅費として、65,000円の一定額を費用として弁償することとなっていることから、費用弁償は、条例に基づいた適正な金額である。
以上のことから、本件請求の、公金の支出については、違法又は不当なものとは認められず、このことから請求者が類推する町への損害が生じることはないものと解する。よって請求人の主張には、理由がないものとし、これを棄却するのが相当であると判断する。

第6 監査委員の意見、要望
以上のとおり、財務会計行為である本件旅費の支出が違法又は不当となるような事情は認められないと判断したところである。

しかしながら、当監査委員としては、広範な権限及び裁量権を有する議会においては、視察研修等の形態適否については、慎重な検討、協議及び判断が必要ではないかと考える。
町議会議員の公費派遣については、町民のための議会であるという考えに立ち、信頼を得られるよう、開かれた議会を目指し、派遣の目的、意義等について十分な理解が得られるよう、町民に対する説明責任をこれ以上以上に果たしていくよう要望する。

町民に対する説明責任をこれ以上以上に果たしていくよう要望する。

町民に対する説明責任をこれ以上以上に果たしていくよう要望する。



(正副議長研修会に4人もの議員が同行したとの主張について)

糸田町において、貴船地区の道路に関することは、長年の課題であり、今回私が新議長となつたため、国会議員の力添えを再度お願いしたかった。前回陳情からの引継等のため前正副議長の同行を依頼した。

また、貴船道路は、住民及び児童生徒など関連することも多く、総務文教常任委員長と産業建設厚生常任委員長の同行も依頼した結果、4人の議員派遣を決定したものです。
(大半の日程を欠席し、観光等を目的のために公費を私用したとの主張について)

5月26日は、12時より研修に参加したが、国会議員との時間調整が3時となつていた為、途中退席となった。
5月27日は、前夜から同行議員が熱をだし、同行者が宿泊所近くの店にて薬を購入し部屋にて受け渡した時の様子や、ホテルから借用した体温計で熱があつたこと、ならびに食事がとれず参加者全員での夕食に参加せず静養する状態であつたため、正副議長研修会は、途中休憩のときしか退席ができなかつた。私の判断で欠席とした。ただ、ホテル近くにスカイツリーがあり糸田町の本年度実施している、特産品販売などに役立てないかと思ひ、視察をした。このよう

な視察は、体調が急に悪くなつ



12月19日 優しいサンタに出会えて笑顔に ●図書館クリスマス会●

12月19日に町民会館2階でおこなわれた図書館主催のクリスマス会。子どもと大人合わせて約110人が参加し、心躍るひと時を過ごしました。「おはなしの湧泉」のメンバーによる手作りの大型紙芝居「幸福の王子」では、悲しみに暮れる王子やツバメの表情に子どもたちがじっくりと見入っていました。また、湧泉が演奏した美しいハンドベルの音色でクリスマスの雰囲気はひたり、「あわてんぼうのサンタクロース」をみんなで大合唱。
阿世賀寛行さんによるマジックは毎年違った趣向で今年も子どもたちは大関心、次々と繰り出される不思議に歓声が上がりました。最後にはクリスマス

の日よりちょっぴり早くサンタが会場を訪れ、来場した子どもたち全員にプレゼントを手渡してくれました。



盛り上がった質問タイム

11月20日 11月22日 筆先に想いを込めて ●第36回ゆう墨書道会展●

第36回ゆう墨書道会展が11月20日～22日にイヅカコスモスコモンで開催され、隣保館子ども書道教室に通う生徒が入賞しました。

入賞内容は以下のとおりです(敬称略)。

- 【1/4半切】▶西日本新聞社賞 木原由衣菜(小5)
▶特別賞 廣木聖大(小6)
木原夢人(小5)
木原朋香(小3)
- 【半紙】▶西日本新聞社賞 木村奈津希(中1)
▶特別賞 木原秀二(小3)



12月23日 気合入れ正々堂々 ●志布志武道館創立20周年記念少年剣道大会●

鹿児島県の志布志運動公園体育館で志布志武道館創立20周年記念少年剣道大会が開かれ、糸田町在住の将口歩武くんと将口拓武くんが団体戦 中学生の部で第3位になりました。

九州各県から剣士が集まった当大会。歩武くんが先鋒、拓武くんが副将を務めて好成績に貢献し、日頃の鍛錬の成果を発揮しました。



軽自動車税

■軽自動車税が変わります

平成26年度税制改正による地方税法の改正で軽自動車税の税率(年額)が変わります。

平成28年4月1日から次のとおりです。

■原動機付き自転車・二輪車など

原付や二輪車などはこちらの表をチェック

種別	税率(年額)		
	変更前	変更後	
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円

■四輪以上、三輪はこちらの表をチェック

種別	税率(年額)							
	①平成27年3月31日以前(現行)	②平成27年4月1日以後	②のうち平成28年3月31日までに新規登録し、排出ガス性能と燃費性能の基準を満たす車両			③13年超		
			※1	※2	※3			
三輪	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	1万800円	2,700円	5,400円	8,100円	1万2,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円

■四輪以上、三輪の軽自動車

①平成27年3月31日以前に登録済みの車両(現行どおり)

②平成27年4月1日以後に新車登録した車両

③平成28年4月1日現在で新車登録から13年を超える車両

■排出ガス・燃費基準

※1 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

※2 【乗用】平成32年度燃費基準+20%達成車

【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車

※3 【乗用】平成32年度燃費基準達成車

【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車

燃費基準は※1～3を適用、乗用貨物の区分は自動車検査証の用途欄より。
各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお済みですか

■問合せ 税務課 電話26-11233

軽自動車税は4月1日に登録されている車両の名義人に課税されます。「車は売った、処分した。バイク・車は人に譲った。けれど毎年納付書を送ってこられるのはなぜ?」と思いつつながら放置していませんか。こういった人は、廃車・名義変更の手続きが完了しているか確認してください。4月以降に手続きをすると、また1年分の軽自動車税がかかります。手続きは3月31日(木)までにお願います。

■手続きをおこなう場所

●125cc以下の原付車両、小型特殊(農耕用車両など) 税務課 電話26-11233

●125cc超250cc以下のバイク 全国軽自動車協会連合会

電話0948-8211008

●250cc超のバイク

九州運輸局福岡運輸支局 電話050-5540-2080

●軽自動車 軽自動車検査協会 電話050-3816-1753

年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。本年度の受診期限は3月31日(木)までです。まだ受診していない人は、早めに予約の上、受診してください。実施医療機関が分からない場合は、気軽に問合せください。受診には「被保険者証(保険証)」と広域連合が郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。受診票が見あたらない場合は再発行しますので、問合せください。※生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で治療中の人は受診対象外。



問合せ
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
電話0926511311

平成28年度 第1回 県営住宅入居者募集

募集案内書配布期間
申込み受付期間
2月29日(月)～3月8日(火)
募集案内書配布場所
建設住宅課 住宅係、県住宅供給公社県営住宅管理部管理課、公社管理事務所、公社管理事務所出張所、県営住宅課、各地区県民情報コーナー、県内の各市(区)役所、町村役場ほか

問合せ
県住宅供給公社
県営住宅管理部管理課
電話092178118029

第17回糖尿病および合併症予防のための講演会

日時 2月28日(日)
正午～午後4時
正午から身体・血圧・血糖測定や健康相談を実施。講演会は午後1時30分から。
場所 添田町オークホール
参加無料
問合せ 添田町役場 保健福祉環境課
電話82-1232

トレーニング室で健康づくりを始めよう

トレーニング室はさまざまな人が利用しています。いつも元気な80代の人、腹筋や筋肉をつけるため必死に筋力トレーニングに励む人、山登りに挑戦するために健脚を鍛えている人。トレーニング室には健康づくりのためのマシンがそろっていますのでぜひ利用してください。

- ◆利用時間**
▶月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分
▶火・木曜日 午前8時30分～午後9時
▶土曜日 午後1時～午後9時
※土曜日の利用は第1・3・5のみ、日・祝日は休館



- ◆利用料金**
▶町内1時間 100円
▶町外1時間 150円
▶回数券12枚つづり…町内 1,000円
町外 1,500円

◆問合せ 保健センター 電話49-9020

青空健康ウォーキング教室

町内をめぐる青空健康ウォーキング教室を開催します。ウォーキングロードを歩きながら、身体を動かし健康づくりをすすめましょう。2月は桜並木コース(約5・5km)を歩きます。コースのポイントには、つばみの桜並木と中元寺川です。



日時 2月29日(月)
午前9時40分集合
午前10時 出発

- ◆集合場所** 保健センター 玄関前
◆持ってくる物 タオル、水筒、帽子など
◆申込み締切 2月26日(金)
※雨天決行、当日の天候によつては中止。
◆申込み・問合せ 保健センター
電話49-9020

へいちくの駅・車両への広告募集

年間160万人が利用する平成筑豊鉄道の駅・車両で、あなたのお店や企業などの紹介をしませんか。駅や車両内広告による広告効果はもちろん、車両ラッピング広告は沿線地域や観光に来たみなさんにPRができます。料金や規格など詳しくは問合せください。

◆問合せ 平成筑豊鉄道株式会社 電話22-1000

糸田祇園山笠

◆日にち 5月14日(土)～15日(日)
◆御神輿の担ぎ手を募集します
約300年前から山笠の主役として、また町の病や不幸をなくすためにやってくる御神輿と一緒に担いでみませんか。見ても楽しいけど、参加するのことも楽しいはずですよ。興味がある人は気軽に問合せください。



福岡県公共職業訓練の訓練生募集
小竹・田川高等技術専門校で、平成28年度職業訓練生を募集します。

平成28年度若年者専修学校等技能習得資金の申込み

◆目的 技能習得資金を貸与し、職業に必要な技能と知識の習得を援助すること。
※技能習得資金は貸付金なので返還が必要です。
◆対象 将来、社会で有為な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校などで修業することが困難な人。
◆申込み期間 4月1日(金)～28日(木) (土・日曜日は除く)
※申込み詳細は教務課で確認してください。
◆申込み・問合せ 教務課 人権教育同和对策係
電話26-3788

平成28年度就学援助の申請について

就学援助とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、学用品費、給食費、医療費、

修学旅行費などを援助する制度です。

- ◆申請に必要な書類など**
(1)平成28年度児童生徒就学援助費申請書・委任状 (教務課)
(2)平成27年度の所得証明(課税・所得) 世帯全員分 (税務課)
(3)住民票(世帯全員分) (住民課)
(4)印かん(シヤチハタ不可)
(5)新1年生は保護者名義の金融機関の通帳
(6)その他(申立書・児童扶養手当証書など)
◆受付期間 3月1日(火)～31日(木)
◆申込み・問合せ 教務課 学校教育係
電話26-3788

解雇・雇止め集中相談会

日時 2月24日(水)～25日(木)
午前9時～午後8時
場所 福岡県筑豊労働者支援事務所
◆対象者 労働者、事業主
◆問合せ 福岡県筑豊労働者支援事務所
電話09481221149

◆対象 高校生以上
◆問合せ 糸田祇園山笠連行実行委員会
電話26-2600
電話26-2593

「相続登記はお済みですか月間」無料相談会

事前予約が必要です。
◆平日 午前9時～午後5時
◆場所・予約 県内各地会員事務所
※福岡県司法書士会ホームページで確認してください。
◆土・日・祝日 1日3組(相談時間40分)
◆時間 午前10時～正午
◆場所 福岡県司法書士会館
◆予約・問合せ 福岡県司法書士会
電話092172214131

パノラマ田川

◆募集 3月11日(金)まで
◆選考日 3月18日(金)
募集科など詳細は、ホームページにある「訓練生募集要項」や福岡県の職業訓練ホームページをご覧ください。
◆問合せ 小竹高等技術専門校
電話094961216441
田川高等技術専門校
電話44-11676

◆大任町
おとつらマラソン
◆日時 4月3日(日)
午前8時30分 受付
◆場所 大任町B&G海洋センター
◆申込み締切 2月29日(月)
◆問合せ 大任町役場
電話63-3000

◆香春町
ふる里かわら梅まつり
◆日時 3月6日(日)
午前10時～午後2時
◆場所 神宮院・高座石寺
◆問合せ 香春町観光協会
電話85-8035

道の駅いとだ おじゅごんち通信

1月のおじゅごんち市は「新春祭」が開催され、和太鼓たぎりの演奏で新年幕開け。「あったか祝ぜんざい」をみんなで食べて、気持ちを新たにしました。

2月21日(日)は「おじゅごんち あったかぼかぼか市」として、地元食材をふんだんに使った豚汁を先着200人へ振る舞います。なお、おかつ味噌など「ふるさと割」でお得な各種特産品の割引は2月末で終了するので、早めにお買い求めを。当日はホルモン味噌煮やオカツもつ鍋などの試食会も実施するので、ぜひお越しください。

やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・寄贈の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666

- ◇入所期間
4月1日～平成29年3月31日(日曜・祝日および12月29日～平成29年1月3日と町長が必要と認める日を除く)
- ◇指導時間
・放課後～午後6時
・土曜日は午前8時～午後6時
- ◇対象
小学1年生～6年生で保護者が労働または疾病などの理由で昼間養育ができない児童

学童クラブ児童募集



- ◇募集人員 100人程度
- ◇募集期間 2月1日(月)～2月29日(月)
- ◇費用
・負担金 1か月 5,000円
(おやつ代含む)
・傷害保険代 年間 3,600円
- ◇申込み方法
申込用紙で3通りの申込みができます。
①郵送 〒822-1139 2 糸田町1975-1 糸田町役場 福祉課
②直接 福祉課
③学童クラブ
- ◇問合せ 福祉課 電話26-11241



健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



正月太りダイエットは短期集中で! まずは10日間続けてみましょう

■問合せ 保健センター 電話49-9020



年末年始に食べ過ぎ飲み過ぎで「気づいたら体重が2kgもプラスに?!」とショックを受けた人もいないでしょうか。年末年始に体重が増える人は約70%との調査結果もあります。

原因はワイワイ食べる会食は楽しく食べる時間も長くなり、飲食する機会が増えることです。また冬は味の濃いコッテリしたものをおいしく感じるため摂取カロリー増加の原因になります。さらに、寒さのためにあまり動かず消費カロリーが減少することや、体が冷えて血液やリンパの流れが悪くなることも正月太りを加速させます。

まず不規則な生活をいつもの生活に戻し、食事のリズムを取り戻しましょう。3食それぞれの量を少し減らすこと、特に夕飯のご飯などを控えめにします。食べ過ぎたからといって、食事を抜くことは良くありません。

脂っこいものや甘い間食はひとまずやめて、野菜をたっぷり摂ります。また働かせ過ぎた胃腸を休めるため、消化の良いものを食べましょう。

食べ過ぎ飲み過ぎて増えた体重は「脂肪」です。この脂肪は皮膚の下に付き水分が多く柔らかいので、筋肉が動くとすぐに分解されて血中脂肪となって排出されます。一方、付いてから時間が経った脂肪は水分が少ないので固く、落とすのに時間がかかります。

正月太りへの対処は、早ければ早いほど効果的ということですが、

脂っこいものや甘い間食はひとまずやめて、野菜をたっぷり摂ります。また働かせ過ぎた胃腸を休めるため、消化の良いものを食べましょう。

正月太りへの対処は、早ければ早いほど効果的ということですが、



(管理栄養士 川述)

お知らせ

児童館 2月のお知らせ

- ◆休館日 毎週月曜日、12日(金)
- ◆閉館時間 午後5時
- ※小学生未満のお子さんは保護者と一緒に来てください。



集まれ! 囲碁好きのみなさん 第27回シルバー囲碁大会 参加者大募集

- ◇対象 町内在住の60歳以上の人
- ◇日時 3月4日(金) 午前10時開会 (受付午前9時45分)
- ◇場所 文化会館
- ◇参加費 無料
- ◇申込み方法 ※ただし、昼食が必要な人は、500円負担
所定の申込用紙(社会福祉協議会、各地区老人クラブ会長にあります)に記入の上、左記事務局まで申込みください。
- ◇問合せ 糸田町社会福祉協議会事務局 (社会福祉センター内) 電話26-4540



節分と大豆

■問合せ 糸田町立緑ヶ丘病院 電話26-0111

栄養士 植田智織

節分といえば「豆まき」です。でも、どうして節分に豆まきをするのでしょうか。そもそも節分とは、季節の分かれ目の意味で「立春」「立夏」「立秋」「立冬」のそれぞれの前日を指していたそうです。では、節分が立春の前日だけを指すようになったのは、なぜでしょう。

日本では、冬から春になる時期を1年の境とし、現在の「大晦日」と同じように考えられていました。立春が1年の始まりである新年と考えれば、大晦日である節分に旧年の厄や災難を祓い清める儀式をおこなうのもわかる気がします。豆は「魔滅」に通じ、豆を撒いて悪鬼を追い出し無病息災を祈ったのです。

節分で撒かれる豆は、煎った大豆です。生の豆は、芽が出る「魔」から目が出ないように豆を煎って撒くことで縁起を担いだようです。また、自分の数え年(実年齢+1歳)と同じ個数の大豆を食べると良いと言われていました。

大豆は豆類の中でもタンパク質含有量が最も多く、アミノ酸の組み合わせが動物タンパクによく似ていることから「豆の王様」「畑の肉」とも称される非常に優れた栄養食品です。豆を撒き、栄養に優れた大豆を食べ、また1年健康でありたいですね。



2月保健センター行事予定

■会場／保健センター

乳幼児健診など

7か月児～8か月児健診

2月3日(水)
受付／午後12時45分～
午後1時20分

親子のびのび教室(育児教室)

2月16日(火)
受付／午前10時30分～正午

びよびよ教室(2か月児健康相談)

2月18日(木)
受付／午前9時45分～午前10時

3歳児～3歳3か月児健診

2月24日(水)
受付／午後12時45分～
午後1時20分



こころの相談窓口日程

2月23日(火) 午前9時～午後5時
※相談は予約制ですので、まずは保健センターに問合せください。

◆問合せ 保健センター
電話49-9020

- ◇糸田町社会福祉協議会
荒巻マツ子
- ◇一般寄付
- 植田 豊
 - 大庭スエ子
 - 木村 功
 - 辻村起美子
 - 綿貫 陸子
 - 村上 暁
- ◇糸田町社会福祉協議会
- 植田マチ子
 - 大庭 勲
 - 木村 初美
 - 辻村 泰博
 - 綿貫日出東
 - 村上トメノ

- ### 子育て支援室
- #### 2月のイベント
- ☆親子ふれあい教室
◎2月4日(木)・18日(木)・25日(木)
◎午前10時30分～午前11時30分
◎子育て支援室(すまいる)
- ◎2月18日のみ保健センター(多目的ホール)でおこないます。
- ☆親子オープンルーム
◎2月2日(火) 午前10時～正午
◎保健センター(多目的ホール)
- ☆発育測定(身長・体重)および発育相談(ベビークリップ・マッサージ)
◎2月3日(水) 午前10時～正午
◎2月17日(水) 午後1時～午後3時
◎子育て支援室(すまいる)
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ◆問合せ 子育て支援室
(社会福祉センター内)
電話26-4600

- ### 年金だより
- #### 国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です
- 「口座振替の【早割】がお得」
国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替なら、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。
- 通常は、当月分の保険料を翌月末の引き落としとなりますが、この納付方法では保険料の割引があります。しかし、月々の保険料を「口座振替の早割」で1か月早めて納付(当月末に引き落とし)すると、**月額50円(年間6000円)**の割引になります。
- 2年度分・1年度分・6か月分の口座振替による前納はもってお得
2年度分(4月分)～翌々年3月

- #### 申込み方法
- 国民年金保険料の口座振替を希望する人は、年々手帳・預金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、役場もしくは最寄りの年金事務所、金融機関窓口へ申し出ください。前納の申込み期限は①2年度分、1年度分と②上期6か月分(4月分～9月分)は2月末まで、また③下期6か月分(10月分～翌年3月分)は8月末までです。早めにご手続きをお願いします。
- ◆問合せ
直万年金事務所
電話0949-22-0891
住民課 国民年金係
電話26-1235

STOP 不法投棄は犯罪です!

家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。

不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または住民課 衛生係に連絡してください。

◆田川警察署 安全課 電話42-0110
◆住民課 衛生係 電話26-1235

- ### ご寄付ありがとうございました
- 香典返し
- 物故者 寄付者
- ◇大熊行政区 村上 暁 村上トメノ
 - ◇大熊育成会 村上 暁 村上トメノ
 - ◇中糸田行政区 綿貫 陸子 綿貫日出東
 - ◇中糸田公民館 綿貫 陸子 綿貫日出東
 - ◇鼠ヶ池行政区 松村 久男 松村 福見
 - ◇鼠ヶ池老人会 松村 久男 松村 福見
 - ◇宮川一行政区 辻村起美子 辻村 泰博
 - ◇宮川一公民館 辻村起美子 辻村 泰博
 - ◇宮川一53組 辻村起美子 辻村 泰博
 - ◇宮川一老人会 辻村起美子 辻村 泰博
- ◇糸田町社会福祉協議会
- 植田 豊 植田マチ子
 - 大庭スエ子 大庭 勲
 - 木村 功 木村 初美
 - 辻村起美子 辻村 泰博
 - 綿貫 陸子 綿貫日出東
 - 村上 暁 村上トメノ

人権・行政相談日

■日時 2月17日(水)
毎月第3水曜日
午前9時～正午

■場所 住民センター
第2・3研修室

■問合せ 総務課
電話26-1231

糸田町の事件事故 12月

▶事件 0件(-2) ※()内は先月比
▶交通事故 6件(±0)

▶問合せ 田川警察署
電話42-0110

税の納期限

■国民健康保険税 第8期
2月29日(月)です

シリーズ 糸田町の文化財のは・な・し 第176話

須恵器のへら記号について

Hのような記号
明瞭に刻まれたものも

今回は須恵器に関するお話です。糸田町では古墳時代に作られた須恵器が出土しています。資料として紹介するのは、松ヶ迫2号古墳から出土したものです。須恵器を作る工程で本体に刻まれた印がへら記号で、いろいろな形があります。記号の意味は明確ではありませんが、器の製作者がつけたものでしょう。ほかの場所でも出土した器でも確認することができます。現在糸田町で見つかった須恵器はどこで生産されたかわかっていませんが、へら記号を解読していくことで当時の物流がわかる日が来るかもしれません。

ご意見・ご感想・ご要望などありましたら、教務課 社会教育係(電話26-0038) 担当 岩熊真実まで

一月糸田短歌会評草

安藤 寿明 選

何時までも手を振りくれ
き君なりき七十年経き如
何に在わすや

都 思 秋

我が庭に咲ける冬の薔薇
の花赤きが目立つ朝の日射
しに 木村 美佐子

遠く住む孫三才になりたり
き市の健診は標準とメル
届く 安藤 悦子

糸田町保健センターにて
スト受けぬ一年毎に弱わ
る体力 大角 キクエ

縹雲薄くかかりし白き月
病院帰りの宮床の橋
川津 政造

波津の海遠し風きて光満つ
子を連れ立ちしは遠く遠
けし 安藤 寿明

日曜句会

吉積 漫歩 選

初えびす 駆け込み一番
喰積で 三日間をば 福男
三輪 敏夫

願ふ事 あまたのありし
元旦の 妻の料理や 初詣

凛として 一際目立つ
探梅や 神宮院の 寒椿
杉本 みどり

学ぶ事 心豊に 去年今年
髪染めて 九十六の 初鏡
小宮 ももえ

身を正し 心静めて
吾が摘みし 七種粥に 初稽古
武田 晴子

艶やかな 初日の港
海風きて 印刷所
選者 吟

女子差別撤廃条約

男女が完全に平等になることを目的に、女子差別の撤廃を定めた多国間条約です。1979年の第34回国連総会で採択、1981年に発効(日本は1985年に批准・同年発効)しました。この条約では、締約国に対して政治的・経済的・社会的活動その他のあらゆる分野で、性別由来の差別を撤廃するために必要な措置をおこなうことが求められています。

◆問合せ 総務課 男女共同参画係
電話26-1232

隣保館俳句教室

井上 吐詩生 選

若き日の 想ひよぎるや
豊福 長生
苦しきは 生きてる証 雪催
馴染みても 心新たや
忙しき 投げ出して行く
鳥帰る 思はず北の
三ヶ日 過ぎて見直す
井上 吐詩生

糸田町人材バンク

岩井 鬼童 選

老眼鏡かけて掃除の年の暮
玄海は沖に大きな冬を置き
暦の果残りわづかな日を
めくる 新 芳枝

穏やかな道影の夫や冬ぬ
くし 伊藤 千里

友遊さし様子を聞かや冬灯
小春日に肩寄せ合ふて老
夫婦 古賀 ヒロ子

何もせずただ気忙しき師
走かな 小松 清子



図書館へ行こう!

図書館(町民会館内)
電話26-0038

■開館時間 午前10時～午後7時
(日曜日・祝日は午後5時まで)

■12月利用状況 貸出人数 667人
貸出点数 2,644点

2月22日(月)～3月4日(金)まで蔵書点検のため休館

2月のお休み

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

○は図書館はお休みです

新着図書(2・3月)

<一般書>

- 臆病な僕でも勇者になれた七つの教え 旺季 志ずか/著
- みつえばあちゃんとボク 岡野 雄一/著
- ほんのおおきさスター・ウォーズ 久保 卓哉/著
- LGBTQを知っていますか? 日高 庸晴/監著、星野 慎二 ほか/著
- 岳飛伝 15 照影の章 北方 謙三/著



<児童書>

- もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『イノベーションと企業家精神』を読んだら 岩崎 夏海/著
- きえた!?かいけつゾロリ 原 ゆたか/作・絵
- まんが戦国1000人 世界文化社/出版
- おばけトリックアート3 おばけめいろにチャレンジ 北岡 明佳/監修
- おふるやさんのまねきねこ とよた かずひこ/作・絵



新着DVD/CD

<DVD>

- 31年目の夫婦げんか メリル・ストリープ ほか/出演
- DRAGONBALL Z 神と神 スペシャル・エディション 野沢 雅子 ほか/声の出演

<CD>

- μ's Best Album (ミュージックベストアルバム) μ's/歌
- GRAMMYノミニーズ 2015 テイラー・スウィフト ほか/歌

今月のお薦め本



- 「あまり癒やされない心の詩」 佐藤 正明/著
- 風媒社/出版

癒やされないかも
しれませんが、笑えます! 風刺が効
いています。

お知らせ

2月・3月は蔵書点検が実施されるため、開館日が通常より少なくなっています。今回は2・3月の新刊を、2月から同時に展示することにしました(DVD、CDは除きます)。

2月のもよおしもの

おはなしの湧泉 読み聞かせ 2月20日(土) 午前11時～午前11時30分
読み聞かせボランティアおはなしの湧泉による絵本の読み聞かせや紙芝居をおこないます。

あかちゃんたいむ 2月10日(水) 午前11時～午前11時30分
子育て支援室職員による読み聞かせや手遊び歌が楽しめます。
あかちゃんが泣いても大丈夫です♪
気軽にお越しください。



町の人口と世帯数

12月末現在(住民基本台帳より)

世帯数	4,663
男	4,408(1,246)
女	5,013(1,870)
合計	9,421(3,116)

※()は65歳以上

草食男子

暖冬といわれても寒いものは寒いですが、みなさん、寒さで背中を丸めていませんか。丸まった背中であること、少し年寄りで見られてしまうことも、だいたい年をとったなと自覚している今日この頃ですが、背筋をピンとさせて若々しく過ごしていきたいと思いませんか。しかしながら実際は「はー」とため息をついてしまっていることが多くあります。これも年をとったせいでしょうか。無意識のうち体の中から出てきているようです。普段は目に見えないため息も、今の時期ははっきり見ることが出来ます。白く拡散していき、不要物をそのまま手で消すことも...。その中に幸せが詰まっています。心を折ってしまいます(笑)

編集にあたって、成人式は今年で3回目。メディアでは荒れる成人式が取り上げられることが多いですが、糸田町には新成人らしく落ち着いた雰囲気式に参加しています。未来への希望を胸にたくましく育った新成人の晴れ姿を20歳を前に撮らせてあげたい。

(H)

特定健診の実施期間を延長します

みなさん本年度の特定健診は受けましたか。医療機関で受ける特定健診の実施期間を延長するので、まだ済んでいない人は早めの受診をお願いします。



- 健診対象 40～74歳の糸田町国民健康保険加入者で、平成27年5月から現在まで特定健診を受けていない人。 ※75歳に達した人は除く
- 実施期間 3月31日(木)まで
- 町内実施機関

医療機関名	電話番号
庄野医院	26-2439
医療法人 二田水整形外科医院	26-0028
松岡内科	26-2323
向笠内科医院	26-0003
吉田医院	22-4642
糸田町立緑ヶ丘病院	26-0111

※田川市郡66医療機関で受診できます。町外を希望する人は住民課に問合せください。

- 健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査(糖、たんぱく、潜血)、血液検査(肝機能、腎機能、糖代謝、脂質代謝など)
- 料金無料
- 申込み方法 希望する医療機関に直接連絡してください。
- 注意事項 受診するには保険証と受診券が必要です(有効期限が「2016年(平成28年)1月31日」となっていますが、そのまま使用できます)。 ※受診券を失くした人は、住民課で再発行できます。
- 問合せ 住民課 国民健康保険係 電話26-1235

マイナンバー通知カードをまだ受け取っていない人へ

10月20日以降、マイナンバー通知カードが町民のみなさんへ順次送付されていますが、転送不要などの理由で届かなかったものは、役場で保管しています。通知カードをまだ受け取っていない人は、役場へ一度連絡をお願いします。役場での保管期限は3月31日(木)までです。この期限を過ぎるとカードを処分するので、注意してください。処分後に通知カードを再発行すると、再発行手数料500円が必要になります。



- 問合せ マイナンバー相談窓口 電話26-1231

生ゴミ処理容器・電動式処理機購入補助金

生ゴミ処理容器・電動式生ゴミ処理機を購入すると、町から下記の限度額を超えない範囲で購入金額の2分の1の補助金が支給されます。また、生ゴミを処理容器で処理することにより、ごみの減量化や処理費用の軽減につながるため、ぜひ活用してください。

- 町補助限度額
 - ・生ゴミ処理容器(コンポスト) (10ℓ以上)1個あたり 2,500円
 - ・電動式生ゴミ処理機(家庭用) 1基あたり 1万円
- 生ゴミ処理容器(コンポスト)の使用方法
 - 1 地面を約5～10cm位掘って埋め込むように置いてください。
 - 2 生ゴミや雑草を入れて20cm位になったら発酵促進剤を表面が白くなるまでまいてください。発酵を促し防臭効果も発揮します。
 - 3 2～3か月で堆肥が出来上がり、菜園、花壇の土壌改良剤として大活躍します。
- 電動式生ゴミ処理機の使用方法
 - 1 生ゴミ(肉、魚、野菜など)を投入しその都度スイッチを入れると自動的に運転を開始します。牛、豚、鶏などの骨、貝殻などは処理容器が割れる原因になります。
 - 2 生ゴミ処理で出来た堆肥は、有機肥料としてご使用ください。
- 問合せ 住民課 衛生係 電話26-1235



住民税申告・確定申告

- 受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)
 - 時間 午前8時30分～午後5時15分
 - 場所 税務課
- ※日曜申告は3月6日です。平日が仕事などで忙しい人はぜひ利用してください。





平成28年
下田川二ヶ町連合消防
出初式



下田川二ヶ町連合消防出初式が1月10日に町民グラウンドで挙行され、廣房達生大隊長以下469人の団員が一堂に会しました。消防車両21台をズラリと並べ、分団ごとに整列した団員たち。服装や車両の点検では規律正しく機敏な動作をみせ、一糸乱れぬ分列行進を披露するなど、日頃の訓練の成果を発揮しました。来賓から祝辞や激励が贈られ、団員たちは今年も地域の防災活動への意気込みを新たにしました。

出初式表彰者(順不同・敬称略)

- 福岡県知事表彰〔永年勤続功労者表彰〕
 ▼吉川 守 ▼田中 彰
 ▼水井 宏之 ▼山口 剛史
 福岡県消防協会長表彰〔優良団員表彰〕
 ▼長谷川 久 ▼坂本 正則
 ▼守田 智也 ▼中川 豊
 ▼木村 聖得 ▼植田 岳史
 永年勤続消防団員表彰
 [40年] ▼上田 勝治
 [35年] ▼村上 一宏
 [25年] ▼加治 昭生 ▼宮井 保範
 [20年] ▼山口 剛史 ▼水井 宏之
 ▼田中 彰
 [15年] ▼嘉悦 美展 ▼堀内 一三
 ▼小野田 隆男 ▼早島 光一
 ▼久保田 守
 親子消防団員表彰
 ▼寺田 貴之・寺田 翔平
 ▼森野 孝・森野 誠治
 田川郡消防支部連合会長表彰
 ▼田中 彰 ▼寺田 貴之
 町長表彰
 ▼高津 佑輔 ▼山口 章太

ふるさといとだにご寄附ありがとうございます

寄附者名(希望者のみ・順不同)	寄附額
樽木 哲様(埼玉県)	1万円
匿名 45件	71万2,000円

●ふるさといとだを応援してください！
 寄附申出書の送付および問合せ
 糸田町役場 総務課
 〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1
 電話0947-26-1232 FAX0947-26-1651
 E-mail furusato@town.itoda.lg.jp
 業務時間 午前8時30分～午後5時15分

